

第4章

タイにおける消費者保護の実質化と手続法 ——2008年消費者事件手続法の検討より——

西澤 希久男

要約

「2008年消費者事件手続法」は、消費者の訴訟提起、参加を容易にし、判決等における結果妥当性を確保することにより、裁判所というチャンネルを通じて、消費者保護の実質化を図るために制定された法律である。しかしながら、裁判官の自由裁量が非常に大きく、法的安定性が損なわれる危険性を有するとともに、過度のパターナリスティックな対応は、消費者理解の点からも疑問が残る。

キーワード

消費者訴訟、消費者保護、自由裁量、パターナリスティック

はじめに

タイでは最も民主的な手続により制定された1997年憲法がクーデターにより廃止された。2006年暫定憲法下において憲法の起草が行われ、その成果の結実として2007年憲法が制定された。クーデターを経て制定された憲法であるが、人権に関する規定では後戻りするどころか、さらなる保障を目指した規定が置かれている。その中に、消費者の権利保障も含まれている。

また、この規定に呼応するかのように、消費者の権利を実質化するための法律が制定された。それが「2008年消費者事件手続法」（以下消費者事件手続法と表記）である。ここでは、消費者を保護するために、既存の法制度からは大きく離れた対応が取られている。言ってみれば、自然人の中で多数を占める消費者に対する意識が大きく変容している。こ

れまでのタイ法学においては、近代法的な観念が支配的であった。人を弱い者と見て、修正を施すのではなく、合理的な経済人と見て、法文解釈も文理解釈に終始していたといえる。しかし、消費者事件手続法は、これまで消費者にとって不利な制度を適用せず、かつ消費者にとって有利な制度を新たに導入することによって、消費者の権利の実質化を図っている。そして、この法律で採用された考えが、今後のタイにおける法学に対してどのような影響を与えるのかは非常に興味がある。そこで、本論文では、「2008年消費者事件手続法」の内容を概観するとともに、その特徴を明らかにする。

第1節 消費者の権利の実現と「2008年消費者事件手続法」

タイでは、1979年に「1979年消費者保護法」が公布され、消費者保護立法が幕を開けた。その後、1998年の大改正を経て、現在も施行されている¹⁾。しかし、消費者保護法は、消費者をより有利に扱う民事実体法規定は含んでおらず、消費者保護委員会に規制権限を付与したり、同委員会や認可を受けた消費者団体が消費者に代わって権利行使をすることを認める制度を導入している（松本[2002: 186, 187]）。被害を受けた消費者は、その救済を求めるためには、消費者保護法で導入されている代理訴訟を利用することは可能であるが、実質上は、消費者自身が、弁護士という代理人を世人するか否かは別として、行わなければならない。タイの民事訴訟手続は、かねてから時間がかかることが指摘されており、消費者には非常に利用しにくいものとなっている。消費者が利用しやすい訴訟制度、つまり消費者の権利の実現のためにはどのような制度が望ましいかが問題となる。以下では、まず消費者の権利の実質化を目的に2008年に制定された消費者事件手続法を概観した後、同法が有する性格、特徴を明らかにしたい。

第2節 「2008年消費者事件手続法」の概要

消費者事件手続法は、全66条よりなっている。構成は、前文、定義などが規定された後、第1章一般規則、第2章第1審消費者事件手続、第3章上訴、第4章最高裁判所への上告、第5章判決前仮処分、第6章判決または命令の執行、および経過規定となっている。

1. 定義

第3条は、定義について定めている。まず最初に「消費者事件」が定義されている（3条1項）。消費者事件は、消費者または法律の定めにより消費者を代理して訴訟できる者と事業者間における民事事件（1号）。製造物責任法に関する民事事件（2号）。第1号または第2号に関する民事事件（3号）、本法に定められた手続に従うと定められている法に基

づく民事事件（4号）である。

次いで消費者の定義がなされている。消費者とは、消費者保護に関する法律に基づく消費者および製造物責任法における被害者も含むとする（同条2項）。消費者保護に関する法律は、具体的には1979年消費者保護法を指す。消費者保護法の規定を参照しているため、両方の間の消費者の際は、製造物責任法に基づく被害者の部分をのぞけば、同一である。

次に事業者の定義であるが、消費者の定義と同様の方法が採用されている。事業者とは、消費者保護法に基づく事業者であり、かつ製造物責任法における事業者を含むとする（同条3項）。その他、司法裁判所事務局についての定義がある（同4項）。

本法に基づく手続で重要な役割を果たす事件担当官についても定義されている。事件担当官とは、本法に基づく職務を果たすために、司法裁判所事務局が任命する者である（同条5項）。

上記定義規定に続いて、事件担当官の職務、資格について規定されている。事件担当官は、消費者事件を進行するにつき、裁判所を支援することを職務とする。その内容は、①消費者事件の調停、②証拠の調査、収集、③証言の記録、④審理前および審理中において当事者の権利を保護する行為、⑤本法に定められた他の行為の実施である（4条1項）。

事件担当官となる資格は、①法学の修士号または博士号を有すること、②法学の学士号を有し、法曹協会の普通会员であり、かつ、司法裁判所事務局が要求する法律実務に1年以上携わっていること、または③法学および司法裁判所事務局が定める他の分野の学士号を有し、かつ司法裁判所事務局が定める専門実務に4年以上携わっている者である（5条1項）。

消費者事件手続法の施行についての責任者は最高裁判所長官であり、最高裁長官は、消費者事件手続を、簡便、迅速、公正に実施できるように規則を定めることができる（6条1項）。

2. 一般規則（第1章）

消費者事件手続法は、消費者事件に用いられる手続法であるため、事件の性質が、消費者事件か否かが大きな問題となる。そこで、事件が消費者事件か否かについて疑義がある場合には、控訴裁判所長官が決定権者であり、かかる決定は最終となる（8条1項）。

第9条は、訴訟当事者による規則違反、または手続進行上の違反があった場合には、裁判所は修正命令を出すことができる、と定める。

(1)適用除外

第10条は、書面証拠についての規定である。タイにおいては、いくつかの法律行為に

関して、責任を有する者の署名入りの書面証拠がない場合には、裁判所に対して履行請求をすることができない。たとえば、民商法典においては、保証契約(680条)、和解契約(851条)、保険契約(867条)などをあげることができる。これらの契約類型においては、署名入りの書面証拠が存在しない場合、問題に直面した消費者は裁判所に問題の解決を求めることができなくなってしまう。意図的に書面による証拠を事業者が残さない場合にはその問題性は顕著となる。そこで、消費者が事業者に対して債務の履行を請求する場合には、署名入りの書面証拠を要求する規定を適用しない、とした(10条1項)。

また、要式を求める契約も存在する。たとえば、不動産売買契約の場合は、書面により行い、かつ登記をしなければ無効となる(民商法典456条)。無効であるので、その後の取り扱いは、不当利得の問題となるはずであるが、ここでも手付けや一部履行が行われている場合は、法律に定められている要式により契約を締結するかまたは債務の履行を裁判所に請求することができる(10条2項)。消費者が意図した結果を招来するために設定された例外である。

その他、悪質な事業者の場合、様々な手段を講じて、消費者と契約を締結しようとする。契約を締結することにより、特別な利益が得られると消費者を思い込ませて、契約を締結し、特別な利益については、書面による証拠を残さないこともあり得る。このような場合において、契約を書面により行うか、または書面による証拠を法律が要求していたとしても、事業者が消費者との間に合意した、契約書には表れていない特別な利益についても、契約の一部を構成するとし、消費者は特別な利益を認める合意を証明するために、証人または証拠を提示することができる(11条)。

(2) 誠実義務

第12条では、事業者は、公正な事業活動制度の元での適切な事業基準を考慮して、誠実に権利を行使し、義務を履行することを定めている。この誠実義務条項違反については、直接のサンクションを定めてはいない。また、すでに民商法典第5条においても、誠実義務について規定されている。それでは、この12条の置かれた意味は単なる努力義務であろうか。ウィナイは、消費者事件手続法は裁判官の自由裁量を大きく認めているので、その判断の際に、12条違反は事業者にとって不利に働くと考える(Winai [2008] : 18)。

(3) 時効

第13条は、生命、身体等への損害が発生した場合における損害賠償請求権の時効に関する規定である。裁判所に生命、身体等に発生した損害賠償を請求する際、問題となるものの一つは、請求権の時効である。これまでの原則は、民商法典448条に定められていた。そこでは、損害賠償請求者が不法行為および損害賠償義務者を知った時から1年を経過したとき、または、不法行為の発生から10年経過したときは、損害賠償請求権は消滅する、

と定められている。不法行為の発生と損害賠償義務者を知った時から1年で請求権が消滅するというのは非常に短い期間であるし、また不法行為の発生を知っていたとしても、損害が発生するまでに時間がかかる場合には、このような規定では対応できなくなってしまう。そこで、第13条は、生命、身体、健康に関する損害であり、かつ物質の蓄積や症状が発現するまで時間がかかる場合は、損害賠償請求権の時効を3年とした。また、損害の発生を知った時から10年間を経過すると同様に消滅する。民商法典の定める原則との違いは、損害の発生を知った時から時効が開始する点である。

ちなみに、第13条の規定は、国家立法議会第2読会の特別委員会の審議の中で新たに付け加えられたものである。後述する、判決の留保に関する規定を審議した流れにおいて、ある委員からの指摘より規定された (Saphanitibanyat haeng chat[2007])。委員の指摘は、製造物責任法12条により、生命、身体、健康等への損害に関する賠償請求権の時効が3年となっているのに、消費者事件手続法には何の定めもないというものであった(同)。製造物責任法が対象とする事件のみであれば、消費者事件手続法で規定する必要はないが、医療行為等によって損害が発生した場合には、どうするのが問題となる。結局、製造物責任法に定められている以外の事由から発生した、生命等への損害賠償請求権にも適用するべく、委員会で追加された。

第13条の議論に関連して、第14条も新たに特別委員会において追加された。これは、時効の停止事由についての期間である。生命等に対する損害の場合は、第13条により時効期間が延長されているが、それ以外の事業者からの不法行為に基づく損害賠償請求権は、民商法典448条の規定に従い、1年の消滅時効にかかる。この場合、事業者と損害賠償の支払いの交渉が延期した場合、すぐに請求権が時効消滅することとなる。事業者との間において交渉が長期化し、かつ決裂した場合、その後裁判所に救済を申し出ることができなくなってしまう。そこで、事業者との間で損害賠償の支払いについて交渉している間は、時効の進行が停止するとした。

(4)期間の延長

裁判所における手続や上記の時効消滅などにおいては、期間が定められている。消費者事件手続法においても、いくつかの規定で期間の定めがある。これを杓子定規に適用しては、妥当な結果が得られない場合が容易に考えられる。そこで、裁判所が適当と考える場合、または当事者からの請求に基づき、裁判所は、必要に応じてかつ正義のために、消費者事件手続法、消費者手続法により適用が定められている他の法律、または裁判所が定める規則における期間について、その伸縮をすることができる(15条)。

(5)送達方法

第16条は、手続の迅速化を図るために、様々な文書の送達方法について規定している。

第 3 節 第 1 審裁判所における消費者事件手続

1. 訴訟提起

ここでは、消費者の訴訟提起、訴訟参加を確保することが目的となっている。

(1) 受訴裁判所

まず、事業者が消費者を訴える場合において、事業者が消費者の住所またはその他の場所を管轄する裁判所に訴訟を提起できるときは、事業者は、消費者の住所を管轄とする裁判所のみで訴訟を提起する（17 条）。遠方に訴訟提起することにより、消費者の欠席を狙うことを防ぐ目的と考えられる。

(2) 訴訟費用

つぎに、訴訟費用の問題がある。訴訟費用が低廉であれば、消費者としても訴訟提起することが容易になる。訴訟費用には様々なものが含まれるが、訴訟を提起するためには、訴額が 5000 万バーツ以下の場合、手数料として訴額の 2% を支払わなければならない（民事訴訟法典表 1）。その他諸々の手数料が存在するが、製造物責任法に基づく消費者事件の場合は、消費者は裁判所への手数を支払う必要はない（18 条 1 項）。弁護士費用は免除されない。その他の消費者事件の場合、通常訴訟と同様の手数を支払う。

手数料の支払いをする必要がなくなると、訴訟の提起が容易になる反面、濫訴の恐れも出てくる。その対応として、消費者が合理的な理由なく訴訟を提起したり、過剰な請求を行ったり、不適当な振る舞いをしたりするなどの場合には、免除された手数料の全部または一部を支払う命令を裁判所は発布することができる（同条 2 項）。

手数料免除と関連して、裁判所が被告である事業者が手数料を支払うべきであると考えた場合は、支払いを命じることができる（同条 3 項）。

(3) 代理訴訟

手数料等の免除など、消費者が訴訟を提起しやすくなってきているが、やはり消費者自身が訴訟を行うことは難しい場面がある。代替して訴訟を進行してくれる者なり、団体が存在すれば、消費者にとって非常に有益である。このような制度は消費者保護法 39 条以下において認められており、それを受けて消費者事件手続法においても代理訴訟が定められた。消費者保護法 39 条は、消費者の権利が侵害されている事件において、かかる事件への介入が消費者全体の利益になると判断したときは、消費者に代わって訴訟をすることができるとした。また、消費者保護や不公正取引判定等を目的とし、省令に定められた基準を満たした協会は、消費者保護委員会の認可を得ることにより、消費者に代わって訴訟を提起することができる（消費者保護法 40 条）。認可された協会は、消費者保護のために民

事・刑事訴訟を提起することができるが、損害賠償の請求については、協会の構成員の場合のみに限定される（消費者保護法 41 条 1 項。消費者事件手続法 19 条 2 項）。消費者団体が個別の損害賠償請求を行える点から、フランス法の影響が見られる²。

消費者保護委員会または認可された協会が代理訴訟を提起する場合は、消費者の指名、住所を明示しなければならない（消費者事件手続法 19 条 2 項）。また、訴訟の取り下げや和解をする場合には、関係する消費者からの書面による同意が必要であり、かつかかる同意を裁判所に表示しなければならない（同条 3 項）。訴訟の取り下げの場合、裁判所は、かかる取り下げが消費者保護全体に対して悪影響を及ぼさないときのみ、許可命令を発することができる（同条 4 項）。

(4)手続方法

さて、実際に訴訟を裁判所に提起する場合、通常の民事訴訟においては、手続は書面で行うこととなる（民事訴訟法典 172 条）。既存の制度においても、少額事件においては、書面だけでなく、口頭による提起も認められていた（同 191 条 1 項）。後述するように、消費者事件手続法においては、訴額に関係なく少額事件手続と同様の手続が採用されているので、口頭での提起も同様に認められたと考えられる。

2. 審理

第 2 節においては、まず最初に証拠保全について、第 22 条、23 条において定めており、内容は、民事訴訟法典とほぼ同様である。

(1)期日

ついで、第 24 条は、期日について定めている。消費者事件においては、少額事件³と同様に調停、答弁、証拠調べを同一日とした、審理期日を直ちに指定し、被告に対して召喚状を発行する。裁判所は、被告に対して訴状の写しを送付し、また原告に対して、審理期日に裁判所に出頭するように命ずる。被告は、審理期日までに答弁書を提出することができる。

(2)調停前置主義

審理期日に原告、被告の双方が出頭したときは、事件担当官または裁判所による指名もしくは両当事者の合意により選任された者は、当事者間において合意または和解が行われるように、まず調停を行うものとする（25 条 1 項）。少額事件手続において採用されている調停前置主義が消費者事件手続法においても導入されている。調停の進行については、最高裁判所長官が定めた規則に基づく（同条 2 項）。

(3) 懈怠

調停や和解がまとまらない場合は、審理をすることとなる。消費者事件手続法においては、審理の迅速化を一つの目的としている。迅速化に関連する問題として、懈怠の問題がある。懈怠が起きた場合の対応を明確に定めておかないと、審理が長期化することとなる。アジア経済危機後の民事訴訟法改革の一つの焦点となっていた⁴。消費者事件手続法において、原告と被告はいかなる場合に懈怠になるのか、以下二つに分けてみていく。

まず被告についてである。第 25 条に基づいて開始した調停において、当事者が合意や和解に至らなかった場合で、かつ被告が答弁書を提出していなかったときは、裁判所は被告の答弁を求めるものとする。その際、被告は書面または口頭により答弁することができる(26 条 1 項)。被告による答弁が行われず、かつ裁判所から答弁提出延期の許可を得ていないときは、被告は答弁の懈怠となる(同条 2 項)。また、被告が第 24 条に定められた審理期日に出頭する旨の召喚状を受領後、かかる期日に裁判所の許可なく出頭しなかった場合において、もし被告が答弁をしていないならば、被告は答弁を懈怠したと見なされる(27 条 2 項)。しかし、すでに答弁を提出している場合には、被告は、出頭の懈怠と見なされる(同)。第 24 条において定められた審理期日以外の日に出頭しなかった場合には、当該日の手続に関する権利を放棄したものとみなされ、かつ裁判所により行われた手続を了知したと見なされる(28 条)。

次に、原告の場合であるが、第 24 条に基づいて定められた審理期日に裁判所の許可なく、原告が出頭しなかったときは、かかる原告は訴訟を進行する意思がないものとみなされ、ケースリストからはずす命令を裁判所は発布する(27 条)。ただし、裁判所が適当と認めたときは、出頭の懈怠として取り扱うこともできる(同)。第 24 条において定められた審理期日以外の日に出頭しなかった場合には、当該日の手続に関する権利を放棄したものと見なされ、かつ裁判所により行われた手続を了知したと見なされる(28 条)。

(4) 立証責任の転換

消費者と事業者との間の訴訟において問題となることは、情報の非対称性である。通常、詳細な情報を有しているのは事業者のみであり、また情報を有しない消費者にとって立証責任を完全におわされたとしたら、救済を得ることは非常に困難となる。そこで、商品の製造、組立、デザインもしくは内容、サービスの提供、またはその他の行為に関する事実を証明する必要がある場合で、裁判所が、事業者のみに情報が存すると判断した場合には、事業者が立証責任を負う(29 条)。立証責任の転換が明示的に定められている。

(5) 証拠調べ

第 30 条以降では、証拠について規定されている。第 30 条は、同一事業者に対して類似事件の訴訟が提起された場合の証拠の転用について定めている。ある消費者事件において

確定判決が出た後、同一の事業者に対して、同一の争われている事実を有する消費者事件が新たに提起された場合、新事件の裁判所は、証拠調べをすることなく、前訴と同一であるとみなす命令をだすことができる。しかし、前訴における事実が事件を判断する上で不十分であるか、または不利益を被る訴訟当事者に反論の機会を与えるために、裁判所は、証拠調べを行うために、自身で証拠を収集し、または追加的に証拠を調べることをかかる当事者に許可することができる。

裁判所は証拠調べのための命令を出す場合には、証拠調べをする当事者に、提出される証拠について尋ね、そしてそれについて記録を残すか、または当事者に証拠リストの準備を命じ、定められた期間内に提出することを命じる（31条）。証拠調べの前において、裁判所は、争点を当事者に告知する（32条）。

上記にもあるように、消費者事件手続法では、裁判所自身による証拠収集を認めており、職権探知主義が採用されている。一般的に、職権探知主義が採用される理由は、裁判所による真実発見の高度の必要性（公益性）があること、判決の効力がひろく第三者にも及ぶ関係があるので、その判決の資料の収集を訴訟当事者にまかせては、訴訟に関与しない第三者の利益を著しく害する恐れがある、などである（春日[2000]：184）。本法においては、消費者全体の利益を考慮する必要があるため、職権探知主義が採用されたと考えられる。そしてその一般原則が第33条に定められている。33条によれば、事件の諸事実を明確にするため、裁判所は、自身で証拠を収集することができる。この場合において、裁判所は、事件担当官に必要な証拠を収集・検査し、かつ裁判所に報告をすることを命じ、または、情報提供等をするために、消費者保護委員会事務局、各種機関、利害関係人を召還する権限を有する。

また、裁判所は、専門家に意見を求めることができるがこの場合、意見聴取について当事者に知らせ、かつかかる専門家の見解に対して反対または追加の見解を述べるために、当事者自身が専門家を招聘するための合理的機会を与えなければならない（34条1項）。

職権探知主義が採用されるなど、消費者事件手続法は職権主義の性格を色濃く持っている。それは、証人尋問にも表れている。証人が当事者もしくは裁判所に呼ばれたに関わらず、裁判所が証人を尋問し、当事者またはその代理人は、裁判所の許可があるときのみ証人を尋問することができる（34条）。

審問と証拠調べについては、審理が終了するまで日程を変更することなく連続して行う。しかし、不可避の必要性が存在した場合には、1回あたり15日を超えない期間で延長することができる（35条）。草案段階では1回あたり7日であったが、裁判官委員から短すぎるとの意見が出て、15日に延長となった（特別委員会2日目）。

証拠調べが終了したときは、審理は終了したと見なされ、裁判所は、直ちに判決または命令を下すものとする。しかし、未だ判決、命令が下されていない段階において、裁判所が必要と認めたときは、証拠調べを継続して行うことができる（37条）。

3. 判決および命令

第3節においては、判決、命令について定められている。ここでも、民事訴訟法典の系統原則とは異なる規定がなされている。

(1)請求修正

民事訴訟における原則は、原告の請求額を超えて損害賠償を認める判決を出すことはできない(民事訴訟法典 142 条)。しかし、消費者事件手続法によれば、消費者が原告である場合に、請求する損害賠償や履行が不十分または不相当である場合において、裁判所は、原告の請求以上の形で、正確または適切な救済が得られるように、損害賠償額を増額し、または適当な執行を得られるようにする権限を有する(39 条)。

(2)修正権の留保

身体、健康等に対する損害が発生した場合、実際の損害を算定することができない場合がある。たとえば、訴訟時には損害があまり見られなかったが、その後発生することも考えられる。民商法典においても、そのような場合についての規定が存在していた。民商法典 444 条は、判決時点において実際の損害が明らかでないときは、裁判所は 2 年を超えない期間内に判決を修正する権利を留保することを判決の中に示すことができる、とする。これは、スイス債務法 46 条 2 項の影響を受けていると指摘されている (Chaicit [2008]: 212)。消費者事件においても、民商法典に定められているように、判決の修正を留保することができる。その場合、民商法典とは異なり、10 年以内と期間が延長されている(40 条)。

この期間制限についても、第 2 読会において加えられたものである。当初は、10 年の期間制限は存在しなかった。それは、事後に発生する損害については、どの程度の期間で発現するかわからず、期間制限を設けたら救済にならないというのが理由であった(Sapha nitibanyat haeng chat[2007])。しかし、法的安定性の点から疑問が出され、民商法典より大幅に延長された 10 年に落ち着いた経緯がある(Sapha nitibanyat haeng chat [2007])。

(3)交換

消費者事件が製品の不良による場合にどのような対応をとることができるかが問題となる。通常、製品に不良がある場合には、瑕疵担保責任の問題となる。民商法典においては、瑕疵担保責任の効果が明確に定められていないが、ウィサヌによれば、契約の解除の他は、損害賠償請求となる (227)。実際問題として、損害賠償請求だけで、瑕疵修補や交換などを請求できないのは、救済として不十分であることは容易に想像がつく。そこで、消費者事件手続法では、消費者が製品の欠陥に関する責任について事業者を訴えている場合にお

いて、かかる欠陥が引渡時点から存在し、通常の動作状況に修理不能であるか、または、修理して使用しても、身体等への損害の原因となり得るときは、裁判所は、修理の代わりに交換を命じることができる(41条)。

(4)懲罰的損害賠償

消費者に対して事業者が損害を与える場合は、様々な形態が考えられるが、消費者を食い物にして自己の利益を図る場合など事業者の有責性の度合いが非常に高い形態のものがある。このような形態による消費者への損害発生を食い止めるには、悪質な事業者に対してサンクションを与えることも一つの選択肢となる。そこで、消費者事件手続法は、消費者を害する意図を有して行った行為や、著しい過失に基づく行為などにより事業者が消費者に損害を与えた場合には、裁判所は現実損害に加えて、懲罰的損害賠償を命じることができる(42条1項)。この場合、現実損害が5万バーツ超の場合にはその2倍、5万バーツ以下の場合には、その5倍までを上限とする(同条2項)。

(5)リコール

裁判所が消費者問題に関与するのは、消費者等からの訴えを受けてからである。自らが問題を発掘し、取り上げるわけではない。しかし、個別案件を審議する際に、その他消費者一般の利益に関する問題が出てくることもある。その消費者一般の利益に関わる問題については、通常、裁判所として対応することはできない。しかし、消費者保護という観点からすると、訴訟の中で明らかになった消費者一般の利益に関する問題をそのまま放置するのではなく、何らかの対応がとることができれば、裁判所はより消費者保護に寄与することができる。そこで、消費者事件手続法は、生命等に損害を与える可能性がある製品が販売され、または、依然として市場に残っているという事実が明らかになり、かつ他の予防措置をとることができないときは、裁判所は、リコールや製品の破壊を事業者に命じることができる(43条1項)。

(6)法人格否認

消費者が事業者相手に訴訟を提起して勝訴したとしても、事業者の責任財産が十分でなければ、実際の救済を得ることはできない。事業者が自然人の場合、事業者財産が不十分であれば、それはすなわち個人財産も不十分であることを意味する。しかし、事業者が法人の場合、株主や経営者とは別個独立の財産であるため、事業者自身は財産が十分ではないが、株主等の個人資産が潤沢にある場合がある。法人制度の趣旨からして、法人事業者の債務を、別人格である株主や経営者におわすことは通常できない。しかし、法人事業者自身が、法人制度を悪用する形で設置されたり、または意図的に法人財産を移転するなどの行為がある場合には、法人格を取得することにより得られる利益を享受させる必要はない

と言える。そこで、消費者事件手続法は、法人格否認の法理を採用して、一定の要件の下で、株主や経営者などに、法人事業者と共同で責任を負わすことができるとしている。

どのような場合に法人格が否認されるかという点、法人である事業者が訴えられている場合で、かかる法人が害意を持って設立されたり、害意を持って活動をしていたり、もしくは消費者に対する詐欺に関与したり、または法人財産を他の者の利益のために移転している場合で、かつ、法人財産が訴えに基づく債務の支払いに不十分で、当事者の請求または裁判所が適当の見なしたときには、裁判所はパートナー、株主、経営者、財産の移転を受けた者を共同被告として召還し、法人が消費者に対して負う債務について法人と共同して責任を負うことを判示することができる(44条1項)。法人から財産の移転を受けた者は、受領した財産の価額を上限として、共同して責任を負うものとする(同条2項)。

第4節 上訴

消費者事件について、第1審判断についての上訴は、控訴裁判所および各管区控訴裁判所に設けられた消費者事件部が取り扱う(45条)。消費者事件部への上訴は、第1審裁判所による判決または命令が出された日から1ヶ月以内に行う(46条)。

訴額が5万バーツまたは勅令に定められているもの以下の場合においては、当事者は事実問題として上訴することはできない(47条)。しかし、47条の規定による上訴できない場合においても、消費者事件部に対して、上訴許可を求める誓願を提出することができる(48条)。49条、50条においては、手続についての準用規定が置かれている。

(1)最高裁判所への上告(第4章)

最高裁判所への上告は、事実問題としては訴額20万バーツ以上、法律問題としては条件はついていない(51条1項)。上告請求は、第1審裁判所を通じて行われる(同2項)。期間は、控訴審判決または命令が出されてから1ヶ月以内である(同1項)。最高裁判所は、上告の基礎となる問題が、公益に関係するものであるか、または、最高裁が判断すべき重要な問題を含んでいると考えたときは、上告を受理する(52条)。

(2)判決前仮処分(第5章)

通常の上訴の場合、訴訟が提起される以前においては、裁判所は介入することはできないし、また判決を出したとしても、当事者以外に効果を及ぼすことができない(Merthi [2008: 8])。しかし、事前に準備をしている一部の悪徳な業者との関係で言えば、訴えの提起以前から介入ができることが、消費者保護の点からは望ましい(Merthi [2008: 8])。そこで、消費者事件手続法においては、訴訟提起前における仮処分手続が定められている。

消費者事件が提起される前において、民事訴訟法典第 254 条(2)に基づいて判決前仮保全措置命令を発布することを裁判所に請求できる原因がある場合、または消費者全体の利益を保護するために、被告の行為を禁止する仮差止命令を裁判所に請求する必要がある場合には、原告となる者は、訴訟定期以前において、前記の仮処分を求めることができる (56 条 1 項)。第 1 項に基づいて請求する場合には、事業者を被告として訴える原因を示す事実および裁判所がかかる請求に従って許可を与えるべきであると合理的に考えるに十分な事実を摘示しなければならない(同条 2 項)。

第 56 条に基づく請求により許可を命ずるときは、次の要件を満たさなければならない。まず、適切かつ十分な原因が存すること。第二に、請求者の損害の性質が金銭もしくはその他の物によって補償され得ない、または被告として訴えられる者が請求者の損害を賠償する地位にいない、または被告として訴えられる者に対して判決の執行を後にすることが困難であること、または消費者全体に対して、事後の補償が困難な損害が発生しうることである (57 条 1 項)。

裁判所は、第 57 条に基づく許可命令をする場合は、被告となる者に対して遅滞なく通知し (58 条 1 項)、命令の効力は直ちに発生する(同条 2 項)。

裁判所は、第 57 条に基づく許可命令を出したときは、被告となる者の損害を算定し、原告となる者に対して、金銭の供託または担保の提供を命ずることができる (59 条)。

被告となる者は、第 57 条に基づく許可命令に対して、取消または変更を裁判所に求めることができる (60 条 1 項)。この場合において、被告となる者は、裁判所に許可命令の取消もしくは変更を求めるのと同時に、または取消等の命令が出されてから 30 日以内に、56 条に基づく請求者に対して損害賠償を請求することができる (同条 2 項)。

訴訟提起前における仮処分は、訴訟提起が前提となっているのは言うまでもない。そこで、56 条に基づく請求者が、許可命令が裁判所から出された場合において、かかる命令の日から 15 日または裁判所が定める期間内に訴訟を提起しなかったときは、かかる命令は期間満了日に取り消されたものとみなす (61 条)。

次に審理中における仮処分であるが、第 63 条が規定する。判決以前において当事者もしくは消費者全体に対する損害を軽減し、または損害を及ぼす可能性がある事由の発生を防ぐために、裁判所が適当とみるか、当事者から請求があるか、または事件担当官からの報告から明らかなきは、裁判所は状況に応じて必要かつ適当な形で、仮処分を課すことができる (63 条 1 項)。

(3)判決または命令の執行 (第 6 章)

判決または命令が出されたとしても、それが執行されなければ意味がない。判決を実質化するためにも、執行を如何に確実に行うかが重要である。

タイにおける一般的な執行手続であるが、執行を必要とする判決または命令が出された

の同日に、期日と方法が記載された執行文が出される（民事訴訟法典 272 条）。そして、期日が満了した段階でまだ判決債務者による履行がなされていないときは、判決債権者は、執行令状の付与を請求する（同 275 条）。

一般的手続の場合において、執行文と執行令状が出される間にどうしても時間差が生まれてしまう。執行文において定められた期間内においては、執行令状を請求することができないので、その時間差を利用して財産の移転、隠匿が行われた場合には、実際に執行ができなくなってしまう（Winai [2008: 258]）。そこで、消費者事件手続法は、執行令状発給前に置いて、判決債権者が損害を被ったり、または執行が不可能となり得る場合には、判決債権者は直ちに執行令状の発給を請求することができる（64 条）。

その他、確定判決の後に、判決を執行することを不可能となる困難が発生したり、または判決を執行するためになんらかの手当が必要であることが明らかになったときは、裁判所は、状況に応じて必要かつ適当な形で困難を解決するために、命令を発布することができる。

第 5 節 「2008 年消費者事件手続法」の評価について

これまで消費者事件手続法の概要を見てきた。消費者事件手続法は、既存の訴訟制度を修正したり、新たな概念を導入して、消費者の保護を図っていると言える。そこで、この法律が有する特徴と問題点を明らかにするために、3つの側面に分けて考えていきたい。

まず第 1 は、訴訟の提起である。消費者が裁判所を通じて権利を実現するためには、まず訴訟を提起するか、または事業者から提起された訴訟に参加する必要がある。この段階において、訴訟提起・参加を躊躇させる要因があれば、消費者の権利実現は困難となる。第 2 は、訴訟審理段階である。消費者事件は、消費者と事業者の間の訴訟である。両者の間には情報の非対称性があり、消費者は非常に不利な状況にある。また、審理が長期間に及ぶとしたら、時間と金銭面において問題を有する消費者は、訴訟を継続することを断念しなければならない。また長期化は救済を選ぶまでに時間がかかることも意味する。訴訟の長期化は、訴訟提起を躊躇させる要因となるので、第 1 の訴訟提起にも関係する。消費者が参加しやすい手続と審理の迅速化が求められる。最後に、判決後の段階である。消費者にとって重要なのは、判決・命令の内容はもとより、判決・命令の実現の確保である。それは、判決・命令の内容が、できるだけ早く、かつ完全な形で実現できるかである。いくら消費者にとって有利な内容の判決が出されたとしても、それが実現できないならば何の意味も有しない。また、消費者事件において、消費者が得た判決を実現する上で、事業者の責任財産の有無が重大な問題となる。責任財産を散逸させないためにも、判決後はもとより、判決以前からの対応が必要となる。そこで、以下では、各段階において消費者の権利実現のために手続保障がなされているかを見ていきたい。

1. 訴訟提起段階

まず、訴訟提起の段階である。既存の制度では訴訟提起ができなかった事由に対して、重要な例外を設けている。それは、責任者による署名入りの書面証拠がない場合や、定められた要式に従わずに契約を締結した場合でも、消費者は裁判所に対して請求できることである。たとえば、3年以下の賃貸借契約の場合には、書面による証拠が必要であるし、3年超の場合は、契約を書面によって行い、かつ登記をしなければ、裁判所に対して履行請求をすることができない（民商法典 538 条）。ここに定められた要式を充たさない場合においては、特別な場合を除いて、裁判所を通じて救済を得ることはできなかった⁵。しかし、消費者事件手続法 10 条により、裁判所への請求が認められることとなった。これまで事業者が意図的に書面による証拠や要式を整えないことにより、消費者が司法に対して救済を求めることを妨害していた事例があるため、10 条による例外設定は非常に有効である。

つぎに、時効に関する問題がある。消費者が被害者の場合において、損害賠償請求権を有していたとしても、時効消滅してしまえば救済を求めることができない。損害賠償請求権が長期間存続することが、消費者にとっては望ましい。民商法典の規定では、損害賠償請求者が不法行為および損害賠償義務者を知った時から 1 年を経過したとき、または、不法行為の発生から 10 年経過したときは、損害賠償請求権は消滅する（民商法典 448 条）。不法行為の存在と損害賠償義務者を知った時から 1 年で消滅するのは非常に短いと言える。そこで、生命、身体、健康に関する損害であり、かつ物質の蓄積や症状が発現するまで時間がかかるという限定はあるが、期間が 3 年間となった（12 条）。しかし、この条件以外の損害賠償請求権については、民商法典の一般原則が適用されるので、依然として不十分と言わざるを得ない。

時効に関して言えば、時効の停止事由として、事業者と消費者の間で損害賠償の支払いについての交渉があげられている（14 条）。民商法典では、時効の停止事由は、天災等の不可抗力（193 条の 19）、無能力者に関するもの（193 条の 20、21）が規定されている。また、時効の中断事由（193 条の 14）にも、交渉については定められていない。民商法典においては、上述のように、損害賠償請求者が、不法行為の発生および損害賠償義務者を知った時から 1 年間で、損害賠償請求権は消滅する。そのため、交渉がすこしでも長引けば、請求権が消滅時効にかかる可能性は非常に高い。そこで、事業者との交渉を時効の停止事由とすることは、損害賠償請求権の維持にとって非常に効果的である。

次に訴訟費用の問題である。消費者にとっては、訴訟費用が低廉であればあるほど利益となる。この点については、製造物責任法に基づく消費者事件の場合には、手数料が免除される（18 条）が、その他の事件は通常の民事訴訟法と同様である。その他の部分で、訴訟提起の障害を取り除こうとする努力が見られるのに、手数料の点で一部にしか利益がな

いのは問題である。

裁判所に訴訟を提起する場合、通常、様々な書面を提出するなど、一定の手続が要求される。そのため、手続を理解することができない者にとっては、裁判所は利用しにくいものとなる。この問題を解決するために、口頭による手続を可能としている(20条)。個人ではなかなか訴訟を遂行することができない場合に関連して、団体による代理訴訟制度が存在する(19条)。消費者は、消費者保護委員会に請求し、委員会が消費者全体の利益になると判断した場合には、消費者に代わって訴訟を提起することができる(消費者保護法39条)。消費者保護委員会以外の団体でも、委員会からの認可を得ている協会も請求により代理訴訟を行うことができる(19条)。認可協会の場合には、損害賠償の請求をすることもできるが、それは団体の構成員が損害賠償請求権を有する場合であり、その他の者については損害賠償請求をすることはできない。そのため、消費者全体の利益を追求する意味では効果があるが、個別利益の保護という観点からすると効果は期待できない。現在、この問題を解決するために、修正法の起草が進行している。

2. 審理段階

次に審理段階である。審理段階で求められるうちの一つは、審理の迅速化である。消費者事件手続法では、迅速化を目指すために、訴額にかかわらず民事訴訟法典に定められている少額訴訟制度に類似する手続を採用している。これまでは、請求額によっては通常訴訟を利用せざるを得なかった訳であるから、迅速化が図られていると言える。その他、確定判決が出された事業者に対して、同一の争点事実による訴訟が提起された場合には、後続訴訟において、証拠調べをすることなく、証拠として採用することができる(30条)。証拠調べの短縮を図っているので、訴訟の迅速化の一環であると言える。

他に求められる要素としては、審理進行の容易化である。その点からすると、消費者が原告として訴訟を提起する場合、どうしても障害となるのが、立証責任の問題である。単純な事件においても、消費者にとっては負担であると言える。また、消費者と事業者の間には情報の非対称性があり、消費者が立証責任を常に負うとなると、勝訴は非常に困難となる。この問題に対して、消費者事件手続法は一定の場合において立証責任の転換を明示的に規定している(29条)。

その他特徴的なのは、証拠調べにおける裁判官の役割の増大である。裁判所は、適切と考えるならば、自ら証拠を収集することができる(33条)。また、証人尋問は原則として裁判官のみが行うことができる(34条)。職権主義を採用しているのは明らかである。

判決内容についても大きな特徴が見られる。まず解決方法の多様性をあげることができる。通常は単なる金銭賠償にとどまるのであるが、製品の交換(41条)やリコール(43条)等を認めることにより、解決方法の多様性を確保している。

その他、民事訴訟制度に対する大きな変更としてあげることができるのは、裁判所による損害賠償額の増額である。原告の請求を超える形で損害賠償額を算定できるのは、これまでになく対応である。

上記の裁判所による証拠調べ、損害賠償額の変更、解決の多様性の確保は、結果妥当性を追求する上で非常に大きな役割を果たしうるものと言える。

その他、懲罰的損害賠償制度（42条）、会社法人格否認の法理（44条）を採用することで、悪質な事業者の発生を抑止するとともに、責任財産の拡大を図り、消費者救済の実質化を目指している。

3. 執行段階

最後に執行段階であるが、執行の現実化による消費者救済を図るための方策が採られている。通常の執行手続と比較して、執行令状の取得が早期に行えるし（64条）、また、執行段階での問題発生に関して、裁判所の介入を可能にしている（65条）ところに現れている。

これまで各段階に分けて消費者事件手続法の特徴と性格を見てきた。消費者による訴訟提起を容易にするために、民商法典の規定の適用を除外するとともに、手数料の問題にも一部であるが対応している。また、少額事件に類似する手続を採用することにより、訴訟の迅速化を図っている。また、様々制度を導入することにより、結果妥当性を求め、執行段階においても迅速化を図っている。これらから、消費者事件手続法が施行される以前の消費者事件訴訟と比較すれば、消費者は訴訟に参加しやすくなり、裁判所を通じた救済を得られやすくなったと言える。消費者保護、消費者救済は大きな一歩を踏み出したと考えられる。

しかしながら、この法律にも問題がないわけではない。まず、迅速化を目指すために、消費者事件すべてにおいて少額事件と類似の手続進行を導入した。もちろん、消費者事件の大半は、訴額が少なく、単純な事件が多いことが予想されるが、訴額が大きく、複雑な事件にも迅速化を優先した手続が採用されるために、どれだけしっかりとした審議が行われるかが疑問である。

また、この法律では、裁判所の役割が過大と言えるほどに大きい。この法律に通底しているのは、消費者を保護されるべき「弱者」ととらえ、「弱者」である消費者に適切な保護を「与える」ために裁判所が尽力するという構図である。「弱者」である消費者を裁判というきちんとした手続に導き、消費者にとって適切な救済方法を「与える」ために、裁判官に大きな自由裁量が認められている。しかし、ここまで自由裁量が認められと、法的安定性の観点からは疑問が残る。

さらに、消費者を保護されるべき「弱者」ととらえ、「弱者」である消費者に適切な保護

を裁判所が「与える」というのは、あまりにもパターンリスティックであり、消費者理解の観点からも疑問を抱かざるを得ない。

おわりに

「2008年消費者事件手続法」は、既存の民事訴訟制度を大きく変える法律である。消費者である訴訟当事者を弱者ととらえ、その弱者が裁判所における訴訟を通じてどのように救済されるべきかについてこの法律は腐心している。これまでの、近代法的な個人に立脚していた訴訟観からすれば、大転換である。ここで問題は、この大転換をもたらしたものが何であるかである。それを明らかにしなければ、タイにおける消費者訴訟の性格を把握することは不可能であると考えられる。

大転換をもたらした原因を探るためには、政治、社会、経済状況の変化を追う必要がある。そして、これらの状況の変化が目に見えて現れているのは、消費者事件手続法の立法過程であると思われる。そのため、立法過程の詳細な検討は必須である。また、立法過程を検討することにより、反射的に、政治、社会、経済における状況変化を把握するための材料が提供されるであろう。

[注]

- 1 1979年消費者保護法を概観するものとして、松本[2002]がある。
- 2 フランスにおける商社団体訴訟を解説するものとして、山本[2006]がある。
- 3 タイでは、アジア経済危機後民事訴訟改革が実行された。その際に少額事件における審理の迅速化に向けた改革が行われた。アジア経済危機後における、タイの民事訴訟法改革については、西澤[2003]を参照。
- 4 タイ民事訴訟法典における懈怠問題の改革については、西澤[2003]を参照。
- 5 タイにおける貸借契約の問題については、西澤[2003a]を参照。

[参考文献]

[日本語文献]

- 春日偉知郎 [2000] 「証拠調べ」(中野貞一郎・松浦馨・鈴木正裕編『新民事訴訟法講義 [補訂版]』有斐閣、246-284頁)
- 西澤希久男 [2003] 「タイにおける不良債権処理とADRの活用——調停センターの役割を中心として——」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、69-99頁)
- _____ [2003a] 田坂敏雄・西澤希久男『バンコク土地所有史序説』日本評論社
- 松本恒雄 [2000] 「アジアの発展途上国における消費者保護法」(作本直之編『アジアの経済社会開発と法』アジア経済研究所、179-208頁)

山本和彦 [2006] 「フランスにおける消費者団体訴訟」 ジュリスト 1320号、98-103頁

〔外国語文献〕

Wissanu Kheangam, 2006] Khamathibai pramuankotmaipaenglaephanit suekai, laekplian, hai (Phimkrangthi10) [解説民商法典 売買・交換・贈与 第10版], (krungthep: Samnaknitibannakarn).

Winai Nutho [2008], Kham athibai withiphicarana khadi phuboriphok [解説消費者事件手続法], (Krungthep: Sputpaisal Law).

Chaicit Punyaphan, [2007] Kham athibai pramuankotmaipaenglaephanit laksana lamoet (Phimkrangthi12) [解説民商法典不法行為 第12版, Samnaknitibannakarn, krungthep

Sapha nitibanyat haeng chat [2007] Raingang prachum khanakammathikanwisaman

Phicarana rangphrarachabanyat withiphicarana khadi phuboriphok pho. so. Khrangthi 2, [消費者事件手続法草案審議のための第2回特別委員会議事録] (URL: http://www.senate.go.th/jeab/admin/files/prb/198/47_2.pdf, 最終アクセス 2009年11月26日)。

Methi Sianuson [2008] Naew pathibat withi phicarana khadi phuboriphok, Kotmaimai, phithi 6 cabapthi 97 [消費者事件手続の実施ガイド 第97号所収] krungthep, pp.4-10.